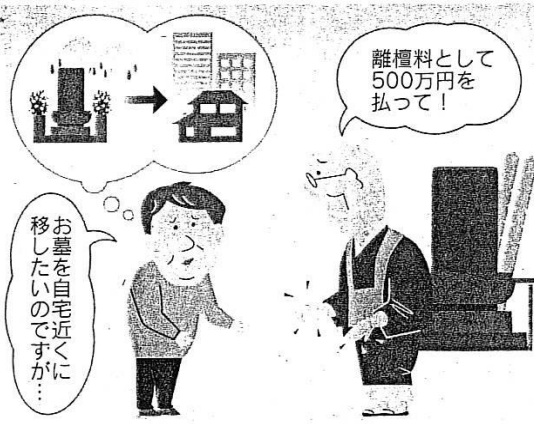


高額な離壇料を要求されるトラブルが増えている

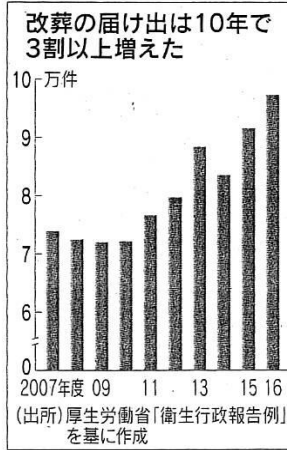


「離壇料として1千万 生命経済研究所の小谷み  
円を支払えと言われた」。どり主席研究員は都内の  
寺院の事情に詳しい第一 80代男性からこんな相談  
を受けて。

お墓を移したり、「墓じまい」をしたりする  
際、寺院から「離壇料」として高額のお布施を  
要求されるトラブルが増えている。数百万〜1  
千万円を要求されるケースもあり、「支払う意  
味が分からない」などと困惑する檀家も。法的  
な支払い義務はなく、国民生活センターは「不  
当な請求に応じる必要はない。寺院側と話し合  
ってほしい」と呼びかけている。

# 高い「離壇料」檀家が困惑

## 墓じまい・改葬時 1000万円要求も 法的義務なしトラブル増



このほか北陸の60代男  
性は両親の遺骨を自宅近  
くの寺に埋葬したため、  
遠方の墓の墓じまいを任  
職に伝えると、離壇料と  
して100万円を要求さ  
された。ところが後日にな  
って「親戚がお世話にな  
っているので50万円とい  
いを要求されたという。小  
谷さんは「離壇料を求め  
れ、「値段があいまいで  
支払う意味があるのか分  
からない」と困惑した様  
子だったという。

国民生活センターにも  
同様の相談が増えてい  
る。同センターによると、  
墓じまいを決めた関東の  
70代男性からは「離壇  
料として500万円を支  
払え」と言われた。相場  
を教えてほしい」との相  
談が寄せられた。

以上増加。実家にある先  
祖代々の墓を現在の居住  
地に移し、気軽に墓参り  
をしたいという人が増え  
ているという。

ただ墓地埋葬法の規定  
で、改葬には寺など墓の  
管理者が記入する埋蔵証  
明などの書類をそろえて  
自治体に改葬許可証を申  
請する必要がある。国民  
生活センターの担当者は  
「寺院が協力しなければ  
許可証が出せないという  
規定を盾に取っているの  
では」と首をかしげる。

「離壇料は徴収してい  
ない」という見性院(埼  
玉県熊谷市)の橋本英樹  
住職(52)は「改葬され  
ると檀家が減り、お布施  
収入が少なくなるため  
『最後の一稼ぎ』をしよ  
うとしているのではない  
か」とみる。高額な離壇  
料を要求する寺院につい  
て「遺骨を人質のよう  
に扱っている」と批判す  
る。

一方、相談が寄せられ  
ている小谷さんは「離壇  
料は支払う法的義務はな  
いが、お世話になったお  
礼という意味もある」と  
指摘する。

国民生活センターは  
「請求された内容に納得  
できない場合、まずは寺  
院側と話し合っしてほしい」とアドバイスしてい  
る。